

# 羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年12月8日（月曜日）午前 9時30分 開 会

## 第 1 開 会

## 第 2 審査事項

- 1) 議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、  
総務文教委員会所管分
- 2) 議案第71号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第72号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 4) 議案第77号 羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

## 第 3 閉 会

### 出席委員（7名）

田 口 さとる	委員（委員長）	小 林 誠 弥	委員（副委員長）
島 村 勉	委員	齋 藤 万紀子	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
小野田 和 男	委員		

### 欠席委員（なし）

### 説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	佐 藤 康 夫	総 務 課 長
島 村 信 久	企 画 財 務 部 長	佐 藤 将 史	財 政 課 長

福地光宏	経済環境部長	今成義暢	商工課長
出井昭悟	観光プロモーション課長	野口武士	環境課長
久保弘之	農政課長	岡田隆史	会計管理者兼 会計課長
高野達	学校教育部長	米花竜二	教育総務課長
田口恵里子	学校教育課参事		

事務局出席者

中村憲人 書記

午前 9時28分 開 会

○田口さとる委員長 おはようございます。定刻より少し早いんですけれども、皆様おそろいということで、ただいまから総務文教委員会を始めさせていただきます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。

本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムに登録の日程によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより審議に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 皆さん、おはようございます。

総務部長の栗原でございます。

先週の本会議では大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は、委員会審査でお世話になります。

本委員会でご審査いただきますのは、議案第71号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例及び議案第72号 羽生市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の2議案でございます。

それでは、議案説明のため出席している職員をご紹介します。

総務課長の佐藤でございます。

○佐藤康夫総務課長 よろしくお願いいいたします。

○栗原 繁総務部長 それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第71号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、おはようございます。

総務課、佐藤でございます。

本日は2本の条例のご審査、よろしく申し上げます。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、タブレット端末に表示しました議案第71号 羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をご覧いただき、こちらにより説明をさせていただきます。

まず、今回の条例の改正の動機について申し上げます。

次にご審査いただきます議案第72号も同じ理由となりますが、昨年、人事院の行なった公務員人事管理の関する報告におきまして仕事と生活の両立支援の拡充が明らかにされ、これにより地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。

その法律が本年10月1日から施行されましたので、この法律の趣旨に合わせ、関係する羽生市の2つの条例を改正し、本定例会においてご可決いただきたく上程したものでございます。

まず、議案第71号の改正は、2ページ、第17条の2の追加が主な改正でございます。この第1項におきまして、妊娠、出産等を申し出た職員に対し、出産時両立支援制度等の周知を行うということ。また、制度利用の意向確認を行うことが規定されております。

続く第2項では、こちらは、育児期両立支援制度等の周知を行うということ。また、同じく制度利用の意向確認を行うことが期待されております。

そして、第3項ではそれぞれ制度利用の意向があった場合には、その意向に配慮するように義務化がされておきまして、その他条を加えたこと等による文言整理を行いたく案文のとおり改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 71号、72号ともに、家庭と仕事の両立支援のために非常に重要な

改正だと思っております。今、課長の説明の中で、その制度の利用意向があった場合には配慮するよという説明があったのですが、その場合、意向に沿うことはもちろんなんですけれども、同時にほかの職員さん、課内であつたり部内の職員さんに対するしわ寄せがいかないような体制であつたり、お子さんがいない職員さんもいらっしゃるわけですから、そういう方へのフォローというのはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 こちらにつきましては、この後ご説明申し上げます議案第72号におきまして、国のほうの制度を盛り込んでおります。

具体的には、職員に対する研修ですとか相談体制の構築、そして、環境整備を行うということを実体化して義務化を記載しております。それに対して、私どもとしましても環境整備というのは非常に重要だというふうにご考えてございまして、休業者が安心して休めるということ、それから、残って働く人も気持ちよくと言いますか、快く、休暇を気持ちよく送れるというような体制は非常に重要だと思っておりますので、そのためには、やはり人事配置に対する配慮が非常に必要なのかなというふうに思っております。例えば、人がお休みに入ることによって業務をどのように調整していくのかという業務の調整については、総務と所属長が連携を取って十分な調整、協議を図っていきたいというふうにご考えております。

また、あるいは、やはり組織力として低下しそうな場合には、会計年度任用職員の配置等も盛り込んで、環境整備のほうを応援できるような体制をつくりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前 9時37分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 続きまして、議案第72号の条例案についてご審査をお願いいたします。

着座で失礼いたします。

タブレット端末に表示しました議案第72号 羽生市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご覧いただきまして、こちらで説明をさせていただきます。

本案は、先ほどの議案第71号の説明にも申し上げましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、部分休業の運用が変更になったことから案文のとおり改正しようとするものでございます。

具体的には、これまで認めてきた部分休業の在り方が2種類に細分化され、その分業を詳しく定めるものでございます。

まず、1号部分休業から申し上げます。

これまで1日2時間までを上限としていた部分休業は、今回の改正で1号部分休業と正式に命名され、これは勤務時間の始めと終わり、すなわち部分休業を取ってから出勤するか、いわゆる遅出、あるいは仕事の終了を早めて部分休業を取るか、いわゆる早退、

早上がりというものです。あるいはその両方、朝夕まとめて取るかという、いずれかの選択に限定をされていたんですが、今回の改正におきまして、この2時間の上限は変わらないものの、勤務時間内に30分単位で任意に休暇が取れるよう時間帯の制限を取り除く改正を行うものでございます。

続いて、第20条の2、2号部分休業について申し上げます。

こちらは年間10日まで休める部分休業でございます。

2号部分休業は、既に3月議会におきまして、年間10日間休めるよう体制整備は例規上行なっておりましたが、具体的な運用方法は明文化しておりませんでした。しかし、今回の法律の改正によりまして正式名称を2号部分休業とするということ、また、取得単位は1時間単位で行う、また、年間とは4月1日から3月31日までの年度で換算することなどが規定されております。

また、その他の取扱いといたしましては、職員が休暇を申し出た際に、任命権者は不利益な取扱いを受けることがないようにしなくてはならない、不利益取扱いの禁止。そして、第24条では、育児休業に対する職員への研修、相談体制などの整備を新たに明文化したことが今回の改正内容となります。

以上で説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 すみません、確認なんですけれども、1号部分休業のほうなんですけれども、これまでは、遅出か早上がりかのもしくは両方かだったのを、時間帯の制限を取り除くということだったんですけれども、例えば、PTAがあるから2時から3時の間だけ休みますとか、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いた

します。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時45分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 改めまして、皆さん、おはようございます。

経済環境部長の福地です。よろしくお願いいたします。

本日は、議案第77号 羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてと議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）の審査でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから出席している職員を紹介させていただきます。

商工課長の今成です。

○今成義暢商工課長 今成でございます。よろしくお願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 観光プロモーション課長の出井です。

○出井昭悟観光プロモーション課長 出井です。よろしくお願いいたします。



○福地光宏経済環境部長 環境課長の野口です。

○野口武士環境課長 野口です。よろしくお願ひします。

○福地光宏経済環境部長 農政課長の久保です。

○久保弘之農政課長 久保です。よろしくお願ひします。

○福地光宏経済環境部長 どうぞよろしくお願ひします。失礼します。

○田口さとる委員長 それでは、議案第77号 羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

商工課長に説明を求めます。なお、説明は簡潔に願ひます。

商工課長。

○今成義暢商工課長 改めまして、おはようございます。

商工課長の今成です。どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第77号 羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

画面に表示しました議案書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、羽生勤労者総合福祉センターの管理運営に関し、毎日興業株式会社を指定管理者として指定いたしたく上程するものでございます。

指定管理者の候補者選定に当たりましては、広報「はにゅう」及び市ホームページにおいて募集を行い、7月23日の現地説明会には7者の参加をいただきました。そして、8月1日から28日までの間、申請の受付をしたところ、4者からの申請がございました。その後、市長より羽生勤労者総合福祉センター指定管理者選定委員会へ諮問させていただき、審査をお願いいたしました。

選定につきましては、まず、9月22日に第一次審査として資格要件及び申請書類の審査を行い、全て適正であることを確認し、10月20日に第二次審査として、プレゼンテーションと選定委員による申請者への質疑応答などを基に審査条件の採点を行いました。6名の各選定委員の持ち点が120点、合計720点満点、最低基準点も満点の65%に当たる468点と設定しまして採点を行なった結果、毎日興業株式会社が4者の中で最も高い611点を獲得し、指定管理者候補者とするのが妥当であるとの結論に至り、その旨が市長に答申されました。

この答申に基づき、11月4日に開催した経営会議における審議を経て、毎日興業株

式会社を指定管理者候補者として決定し、このたび本案を上程させていただいたものでございます。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 4者残っていてどういう会社なのか、参加している会社。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 4者の企業名につきましては、不利益が生ずるおそれがあるということで非公表とさせていただいているんですけれども、毎日興業ほか3者におきましては、過去の申請においても申請をいただいた事業所でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 どうして言えないの。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今後の会社の事業者様の運営ですとか、あとは営業に際して不利益が生じるということで、議決後にホームページ等でも採点の点数につきましては公表させていただくんですけれども、事業所名につきましては、ほか3者につきましては、アルファベットのB事業所、C事業所、D事業所という形で企業名を伏せさせていただいております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 点数はいずれにしても、そういう会社、参加する会社を公表できないという理由が分からないんだけど。例えば、建設業の入札してちゃんと落札しないところだって載るよね。どういうところの会社がこういうエントリーするのか、それがどうしていけないのか。じゃ、これからは、そういう建設業の入札なんかも落札したところだけが公表で、後はしない。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 公表ということで、過去におきましても非公表という形で公開をさ

せていただいております、今回におきましても同様に非公表という形で、事業者についてはさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 業者様の選定につきましては、競争入札で、金額で比べる部分につきましては公表しているわけなんですけれども、今回はプレゼンテーションで、その企業の提案について審査を行なって点数をつけて予算を示すという流れになりますので、公表しますと、その会社のプレゼンテーションの内容が悪かったのではないかとこのところもありますので、一般的にはこういったプレゼンテーションの場合については会社名を公表しないというのが通例になっておりまして、羽生市での指定管理者は、様々ありますけれども、プレゼンテーションの場合は公表しないというのが通例でございますので、同じような対応を取らせていただいております。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 プレゼンテーションの中身をどうのこうのじゃなくて、例えば、この指定管理をするのにどんな会社があって、取れたとか取れなかったとかはしょうがない、さっき言ったように。どんな会社があるのかということだから、それが言えないのはおかしい。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 事業所名を申し上げるのではなく、個々の事業所の業務形態ということで申し上げさせていただきますと、メンテナンス会社が3者のうち2者でございます。ほか1社につきましては、組合でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは、どこでも同じですか、どこの市でも。羽生市だけじゃなく、そういうことに規則があるわけ。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 他市の自治体におきましては、存じ上げていないんですけれども、羽生市としての見解ということでご理解賜りたいと存じます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 4者ある中の毎日興業さん、今までも多分毎日興業さんだったと思うんですけども、今回この毎日興業さんに、いろんな部分総合的に見て、全体的にポイントが高かったということなんですけれども。決め手となった、他者とここら辺がこう違ったんですとかいう、ポイントの決め手になった部分とかというのがもしあれば教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今回、毎日興業様のほうで選定に至った決め手でございますけれども、毎日興業様のほうでは利用者に対してアンケートを実施しておりまして、そのアンケートで顧客満足度というものが、直近3年間で98%以上の高い評価を得ていらっしゃいます。

そういった状況の中で、第二次審査プレゼンテーションの中で委員の方から質問がございました。その質問の内容というのが、98%ということに対してプレゼンテーションで毎日興業様が100%を目指す、挑戦するというのをプレゼンの中でおっしゃっていらして、その100%を目指して埼玉一の施設を目指すということをおっしゃっていたんですけども、委員さんのほうで、目標に対して何合目ですかというふうに質問があったんですけども、それに対しまして、7合目だという回答がございました。それを見て、委員の方には、ずっと今までやっていた中で、しかも3年間で98%以上の顧客満足度を得ている中で、まだ7合目だと、さらに100%を目指すという、そういった毎日興業様の真摯な姿勢というのがきっと伝わったのではないかなと思っております。決め手で言うと、最終的にはそういうところだと思います。その他にもいろいろ提案があったんですけども、最終的には決めてはそれだと思っております。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 暫時委員長の座をお預かりさせていただきます。

田口委員。

○田口さとる委員 先ほどのご説明で611点を毎日興業さんが取ったよというような説明がありました。2位とどのくらい離れていたんでしょうか、点数の開きをお聞きしたいのと、二次審査とかも含めたその点数のつけ方という理解でよろしいのかという確認をお願いいたします。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 2位との点差でございますが、70点の点差でございます。

続きまして、審査の関係ですけれども、二次審査のプレゼンテーション及びそのプレゼンテーションの後の質疑応答と申請書類、そういったものを総合的な票でとってございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 毎日興業さんという会社が宮にある会社というのは分かったんですけども、先ほど島村委員からもご質問あったんですけども、大体皆さん、埼玉のメンテナンス業。毎日興業さん、今さっと調べたんですがビルメンテナンスとかをメインでやっていらっしゃる会社ということでホームページから出てきたんですけども、他の会社もそういったビルメンテナンスとか、組合ってさっきおっしゃっていたんですけども。例えば毎日興業さんというのは、ビルメンテ以外にもほかの町市のそういった管理業とかもやっていらっしゃるのかということと、指定管理とかもしていらっしゃるのかということをお聞きしたかったのと。あまり特定しきれないかもしれないですけども、落ちた3者、ほかの団体とかも、そういった指定管理業という業務というのは、本業のときもやっていらっしゃる、そういう企業だったのかということをお聞きいたします。

○今成義暢商工課長 1点目は、指定管理でほかの団体も指定管理をしていたかどうかということだと思っておりますけれども、4者とも羽生市以外で全国で指定管理を請け負っている企業でございます。所在地につきましても、県内の所在地のほか、都内の所在の事業所もございました。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 では、委員長にお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 羽生市の指定管理が何社もあると思っておりますけれども、数は幾つあるんですか。ほかの、例えば、斎場とかいろいろある。得意得意で取るのは別にいいことなんだけれども、名前が分からないのはおかしいなと思って。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 市内公共施設の指定管理者につきましては、市内の5か所指定管理

者ということで、まず、キヤッセ羽生につきましては、株式会社アグリメディア、体育館・中央公園につきましては、毎日興業株式会社・スポーツフィールド共同事業体でございます。産業文化ホールにつきましては、株式会社ケイミックスパブリックビジネス、道の駅羽生につきましては、株式会社ケンゾー、もくせいの里につきましては、さきたま会となっております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それだけじゃない、まだある。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 あと2施設あるんですけども、斎場につきましては、シナネン株式会社でございます。あとは勤労者総合福祉センターにつきましては、毎日興業株式会社でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 シダックスがどうというのは何だっけ、あったよね、何の管理だったっけ。

〔「学童」と呼ぶ者あり〕

○島村 勉委員 学童の、それだって指定管理というか、何かやっていない。

○田口さとる委員長 経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 そちらは業務委託という形になります。指定管理者ではございません。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時08分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）【別冊2】のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

議案第65号のうち、商工課所管部分について商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、商工課所管部分についてご説明申し上げます。

債務負担行為補正について申し上げます。

画面に表示しました【別冊2】令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の4ページをご覧くださいと存じます。

第3表債務負担行為補正のうち下から2行目、羽生勤労者総合福祉センター指定管理では、令和8年度から令和12年度までの5年間の指定管理料について限度額1億1,223万8,000円を設定するものです。

参考に各年度の内訳を申し上げます。

画面に表示しました参考資料1、補正予算の概要の17ページをご覧ください。

1年目の令和8年度が2,169万4,000円、令和9年度が2,206万3,000円、令和10年度が2,243万9,000円、令和11年度が2,282万5,000円、最終年度の令和12年度が2,321万7,000円とい

う内訳になっています。

限度額の設定に当たりましては、市が算出したしました指定管理料の上限額年間2,350万円、5年間で1億1,750万円になりますが、この金額と指定管理者候補者である毎日興業株式会社が提示した指定管理料を比較し、同社の提示額は、市が算出した限度額以内であり、施設管理に必要な経費の計上についても妥当であると判断いたしました。そのため債務負担行為における限度額として同社から提出された見積額と同等の5年間で1億1,223万8,000円と設定いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はよろしいですか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 ちょっと私の調査不足なんですけれども、前回5年間の金額について教えてください。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 令和3年度から令和8年度までの5年間の指定管理料、債務負担行為につきましては、1億631万円でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 1億631万円ということで、約600万円増ということなんですけれども、それは利用料金制が始まるということで、そこも踏まえてのことだと思っているんですが、この約600万円増については、どのような経費が含まれているのか説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 指定管理料の経費の内訳ということで申し上げます。

大きく3つございます。

まず1つ目が、人件費でございます。2つ目が、光熱水費や修繕費などの管理運営費でございます。そして、最後3つ目が、施設の管理に係る委託費でございます。

以上3つの原因でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 そちらについては、了解いたしました。

先ほどの質問させていただいた中では、利用料金制が始まるということで、6月の議



会でも質疑やこの委員会の中でも審議させていただいたわけですがけれども、改めまして、利用料金制プラス商行為とかいうこともこちらにご説明があるんですけれども、商行為についてはどのようなものをイメージしているのか。少し不安なものとしていろいろなイベント等あると思うんですけれども、ガイドラインというんでしょうか、どういうイベントによって、こういうものだとちょっと控えるというようなそういうものはつくる予定があるのか、まずお伺いします。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 令和8年4月から可能となります商行為についてなんですけれども、議決をいただいた後、毎日興業株式会社様、指定管理者様と協議を重ねて商行為のことについて話を進めていきたいと思っております。その中で、市民プラザのほうでも販売行為になるのを商行為というものは可能でございますので、そういった同じ公共施設同士での整合といいますか、そういったところも図りながら極力進めていきたいと思っております。

イメージする販売行為等の商行為なんですけれども、例えば入場料を取りまして、ワーク施設の大会議室などで映画の上映会、鑑賞会ですとか、あとはプラザのほうに相談があったりしたものも当てはまるのかなというところで、スポーツジムとかフィットネスジムとかそういった事業所様が部屋を借りまして、血圧などの測定を行うとともにジムなどの勧誘をして会員を増やすという、そういった行為なども商行為ということで考えております。そういった摺り合わせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。

何を怖がっているのかというと、例えば、いろんな撮影会とか保護者というか近隣の方がちょっと不安を感じるようなイベントの依頼なんかも、やはりいろんな各地で問題にもなっているところなので、そういうガイドラインというのは特に設けないのか、それともやはり個別に判断していくのか。個別判断に当たり、基本的には毎日興業さんのほうが全て判断するのか、それとも市のほうも何かアドバイス等をするのか。その辺はいかがでしょうか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 最終的な判断をするのは、市のほうでするようになると思います。

ただ、お客様の利用の実態をまず毎日興業様のほうで受付やら問合せがあったときによく実態を確認していただいた上で、利用の許可を行うのかどうかということ判断していくということになります。

ガイドラインにつきましては、今後、必要に応じてになりますけれども、作成のほうも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。よろしく申し上げます。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 無理かも分からないんですけれども、いろんな予算の削減等を考えると、例えば市民プラザの統合とか文化ホール統合とか、これは無理なんですかね。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 公共施設の統廃合等につきましては、市の公共施設の計画に基づいて企画課が中心となってやっております。ワークヒルズにつきましては、今のところ統廃合の予定はございません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお預かりします。

田口委員。

○田口さとる委員 私から、指定管理料令和8年度から12年度の表が出ています、積算の。毎年何%ですか微増しているんですけれども、この微増の金額の根拠について教えていただけますか。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 令和8年度から12年度までということで毎年1.2%から1.7%ということで増額しておるんですけれども、その根拠ということで申し上げますと、まず人件費でございます。人件費は職員の平均給与やパートタイマーの方の最低賃金の上昇などということを加味しまして2%前後上昇してございます。

それと、管理費につきましては、指定管理者毎日興業様のほうの企業努力で増加の抑制しているということは一応読み取れるんですけれども、先ほど申し上げました人件費

や、あとは燃料などのエネルギーコストの上昇というものが加味されております。

主なものにつきましては以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 この金額の設定というか根拠というか、どちらが主導的にこの金額でやります、市のほうでこれでやってというふうに出しているものなんですか。その決め方教えていただけますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今回の金額の設定に至る決め方でございますけれども、まず、募集要項、募集に際しまして、市のほうで作成しました募集要項の中に、市が算出いたしました年額を設定させていただきました。具体的には、年額2,350万円ということで設定させていただいたんですけれども、それは市が算出した数字でございます。それを募集要項を受けまして、毎日興業様が申請書類の中で収支内訳書見積ということで指定管理料を提示していただいております。その提示された金額を、先ほど申し上げた市が算出した2,350万円と比較しまして、それよりも低額であったため、今回その金額を指定管理料として補正させていただくものでございます。

なお、この指定管理料につきましては、採点項目の一つにもなっております。それだけではないんですけれども、採点項目の一つであるということになっております。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ということは、市が提示した金額のさらに下くぐって見積りを毎日興業さんが出してくれているということですね。5年前もそんな感じでやっぱり毎日興業さん下くぐって出してきたとか、そういう記録残っているんですかね。

それで、手前の5年間やりきったということであれば、また今回も任せられるのかなと思うんですけれども、私がちょっと聞いたかったのは、昨今の人件費とか、光熱費の上がり方に比べて微増な感じで大丈夫なのかなというのが、私的には思っているんです。もちろん専門家が出してくれた見積りなんで、それだけ増えたらありがたいねという話ではあるんですけれども。やっぱり前の5年間、5年前のほう、こっちの見積りに対して下くぐって毎日興業さん出してくれて、その金額でやり切ってくれたのかというのをちょっと教えていただけますか、分かりましたら。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 5年前の指定管理者の選定につきましても、指定管理料、市が算出した指定管理料よりは下回った金額で提出していただいております。市の募集要項上で示している金額というのが上限額ということですので、どの申請事業所も必ず上限額を超えない下回った数字を提出していただいております。

もう1点、その金額というのは一応指定管理料ということで、毎年度ごと協定を結びまして、上限額を超えない中で金額を設定していくんですけども、感染症ウイルスですとか、そういったまたほかの不測の事態等が生じた場合には、その都度協議をして指定管理料を決定するというようになっておりますので、今の現指定期間であるこの5年間におきましても、エネルギーの高騰ですとかそういったことで増額となった場合もございます。

今回の来年度以降につきましても、そういった協議を行うということは募集要項上も、協定書の中でもうたってますので、そういったことも生じることがございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 こちらの効果のところに、本指定期間から利用料金制を導入しますで、まず2行3行あって、最終的にサービスや稼働率の向上につながりますというふうにあるんですけども、前から使用料というのは多分取っていたかと思うんですけど、この利用料金制と今までの使用料の違いがいまいち分からなくて、一応使用料を利用料金読み替えるものとするところあるんですけども、ここの違いをちょっと教えていただければいいでしょうか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 まず使用料、今現状使用料というものを制度になっていくんですけども、その使用料につきましては市の収入になります。年間、今ここのところ300万円ぐらいが使用料でお客様から頂いているんですけども、その300万円というのが市の収入になります。

それに対しまして利用料金制になりますと、お客様から頂いた300万円が今度は指定管理者様の、具体的に申し上げますと毎日興業様の収入になります。そういったところで、その施設の管理運営費というものが、例えばなんですけれども、年額で

2, 500万円かかっていた場合に、今までは2, 500万円を指定管理者様に指定管理料としてお支払いをしていました。それに対して300万円の収入が市のほうにございますので、差引きますと2, 200万円の市の歳出になります。

今度は、利用料金制になりますと2, 500万円の管理費にかかっているものが、300万円の利用料がございまして、それが毎日興業様の収入になりますので、あらかじめ、あらかじめというかその収入となる300万円を差し引いた形で2, 200万円の指定管理料をお支払いいたします。そういった違いになってきます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 すみません。そうすると、今私も頭の中でちょっと聞きながら計算しただけなんですけれども、今までだったら2, 500万円、今度は300万円差し引いて2, 200万円という話なんですけれども。けれども先ほど斎藤委員の質問で、前年の5年間は幾らだったのかという1億600幾らというふうにおっしゃっていたと思うんですよ。2, 500万円で掛ける5でいくと1億2, 500万円だと思うんですよ。1億600万円というふうにおっしゃっていたので、ちょっとここら辺の金額のつじつまが合わないなというふうに今思っちゃったんですけれども、ここら辺の詳細をちょっと教えていただいてよろしいですか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 先ほどの2, 500万円というのが、まず、例として申し上げさせていただいた数字でございますが、具体的に申し上げますと、今の現行の期間、令和3年度から今年度までですと、やっぱり年度によって指定管理料が変わってくるんですけれども、令和3年度が約2, 100万円、今年度令和7年度につきましては約2, 160万円ということで、2, 100万円の前後で推移しております。

それに対しまして、令和8年度から12年度までの5年間につきましては、大体平均いたしますと2, 300万弱ぐらいになるんですけれども、それは来年度以降というものは利用料金制になりますので、お客様がお支払いいただいた部屋の使用料とか収入につきましては、指定管理費からあらかじめ差し引いた形でお支払いをさせていただいております。施設を管理運営していく全体の金額がありまして、その金額を今は全額指定管理料としてお支払いさせていただいておりますが、来年度以降は全体の金額から利用料金制を差し引いた残りの分を指定管理料としてお支払いさせていただく形になります。

利用料金制を行うことによりまして、今までは利用料、お客様が払っている部屋代に

つきましては市の収入になってしまうので、相手の企業様が、指定管理者様がどんなに頑張ったとしても自分の収入にはならず市の収入に、市としてはありがたいことなんですけれども、企業様としてみたら自分の利益につながらないというところで。それが今度利用料金制になりますと、先ほど300万円の今の平均だと部屋代の収入があると申し上げましたが、300万円が企業努力によって310万円とか350万円に増える魅力もございますので、増えたからといって市から支払う指定管理料というのは、最初に協定で結んだ金額との変更は原則はございませんので、そうすると指定管理料の変更はないので、相手様の企業にとっては自分が頑張れば頑張った分だけ収入が増えるというのが魅力の制度設計になっております。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 金額、使用料の差引きの部分とかは、この場では多分ちょっと理解できないのかなというふうに思ったので、後で教えていただければと思うんですけれども。

利用料金一定にするということで、指定管理者のほうに今度はいきます。じゃ、今までの使用料あったじゃないですか、使用料金。この金額というのは、利用料金制になることで指定管理者が値上げするとか、そういう自由に金額設定というのできるようになってしまうのかどうなのかというのを教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 部屋代につきましての値上げというものはございません。と申しますのは、部屋の使用料につきましては、条例で定まっておりますので、その範囲内となっておりますので、協議の上条例を改正すれば、金額変更になることもあるんだと思うんですけれども、ただ指定管理者様のほうで一方的に、利益の追求とかそういった面から部屋代を上げたりですとか下げたりということはございません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時43分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、商工課長の答弁の修正がございますので、発言を許可します。

商工課長。

○今成義暢商工課長 失礼いたします。

先ほど、島村委員より質問のございました斎場の指定管理者の事業者名なんですけれども、私のほうでシナネン株式会社と申し上げました。正式名称、事業者名はシナネンアクシア株式会社でございます。訂正のほうよろしく申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ただいまの発言につきまして質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時50分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号のうち、観光プロモーション課所管部分について観光プロモーション課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼します。

議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、観光プロモーション課所管分について説明させていただきます。

【別冊2】の7ページ、令和7年度羽生市一般会計補正予算書事項別明細書、2番目の二重丸、第6項企画費、ふるさと応援寄附金事業について申し上げます。

本事業の補正予算は、本事業を寄附者への返礼品及びシステム関連費用などの運営関連費用ほか、当該年度のふるさと応援金額を翌年度の各事業に充当するための積立金となっており、本年度のふるさと応援寄附額が11月末時点で3億円を超え、本年度末までに約4億円の寄附額が見込まれるため増額措置を講じようとするもので、歳出総額は1億2,697万3,000円でございます。

それでは、その内訳を申し上げます。

第7節報償費2,400万円は、寄附をいただいた方へのお礼の品代です。

第11節役務費737万3,000円は返礼品にかかる運搬料及び郵便料並びに手数料でございます。

第12節委託料840万円は、寄附を受けるポータルサイトさとふるへの費用と本業務に関する寄附増額ための営業、寄附者への宣伝広告業務、寄附の入り口となるインターネットサイトの構築、関連システムへの対応、寄附者からの問合せ対応などを総合的に委託するためのものでございます。

第13節使用料及び賃借料720万円は、各ポータルサイトの申込みシステム及び広告宣伝に係る使用料です。

第18節負担金補助及び交付金525万円は、地場産品創出支援事業補助金事業を実施するに当たり、不特定多数の方からインターネットを通じて資金を募るクラウドファンディングの方法を利用したことで、当初予算時の想定よりも多くの金額を募ることができたために生じるものでございます。

第24節積立金7,475万円は、寄附者に選択いただいた項目に応じて、来年度事業に活用するために基金へ積み立てるものです。

なお、本補正予算の財源は5ページの下から3番目のふるさと応援寄附金8,000万円及び一般財源4,697万3,000円でございます。

以上、観光プロモーション課所管の増額補正についてでございます。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

斎藤委員。



○齋藤万紀子委員 ふるさと応援寄附金が11月時点で3億円を超え、年末までに4億円を超えそうと本当に素晴らしい成果だと思っておりますし、前年度比確実に上昇しているということで、そちらについての理由ですね。どのようなところが上昇につながっているとお考えなのかお聞かせください。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 最初に、今年は総務省の規制が厳しくなりました。この規制は、ポータルサイトが負担しているポイントが9月末までで付与されなくなるというもので、これを契機に、寄附の増額が大幅に上がりました。

地場産品でございますので、事業者のみなさまに新たな返礼品を開発していただくことで、その品数も多くなってございます。ちなみに昨年度中の返礼品数887件から、この11月で比較しますと本年度中では1,120件に増加し、魅力度をアップさせていることも要因でございます。

そして、その中でかなり大きく伸びたものもございます。例えば、洋菓子店のケーキであるとか、豚を使ったハンバーグであるとか、そういったものがかなり伸びています。こういったものが牽引しているということもございます。

最後に、我々の委託業者であるパンクチュアルでは、ポータルサイトの見た目であるとか、ポータルサイトの中でアルゴリズム研究により見やすいような仕掛けをしていただき、かなり見ていただく回数も多くなっており、寄附につながっております。以上4点を挙げましたけれども、この辺が寄附額の増加につながっていると考えております。以上でございます。

○田口さとる委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 やっぱり羽生市の努力がもちろん、事業者さん、委託先の努力で閲覧数も伸びているということなんですが、その協力してくださっている地場産、羽生市の事業者さんの声ですね、何かこのふるさと納税のことに関してのいろんな感想であったり、また課題であったりという声があれば何かありましたらお聞かせください。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、事業者からの声でございます。

大小ありますけれども、この地場産品の中でもしこれがなかったら儲けもないと同じなので、とても助かるというご意見やある洋菓子の会社では売上げが伸びていて非常にありがたいというふうに申されております。羽生にこんな会社があったのかななんてい

う発見もあるのですが、そういった方々からも周知することができたので非常にうれしいということによってくださっております。

一方懸念事項を挙げさせていただきますと、さらに総務省が規制を強める方向でいるようでございます。これらの状況を注視しながら、寄附についてはそのときに応じて適時適切に対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお預かりします。

田口委員。

○田口さとる委員 先ほどのご説明の中で、もしかしたら勘違いしたかもしれないですけども、負担金補助交付金のところでクラウドファンディングの話がちょっとあったと思います。もう少し詳しくご説明お願いできますでしょうか、お金の流れがいまいちよく分からなかったもので、すみません。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 クラウドファンディングにつきましては、まず、事業者様が欲しい機械があるとします。この機械に対してこの機械の購入する金額の3分の10の金額を寄附で集めていただく。そうすることによって購入したい物品に応じた補助がもらえるというものでございます。

しかし、全額その寄附を募るとするのは難しいと考えております。私どもがその補助金を得るために事業者様にお願いしているのは、その半額、3分の10の半額まで寄附募集が達成できたら、事業をスタートできるように当初予算で用意しております。また、補助金の上限は、クラウドファンディングによる寄附額の10分の3までとなります。

以上が説明でございます。

○田口さとる委員 となると、ここに出てきている525万円という金額は、クラウドファンディングでお金集めをして3分の10までいかなかったけれども、3分の5っていうんですか、ちょっと分からないですけども取りあえず集めて、足りなかった分で羽生市が補助金で出した分が525万円だったよという、そういう理解でよろしいですか。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 本年度の予算につきまして先に申し上げます。本年

度800万円の予算を用意してございました。この中で今回525万円ということで補正増させていただいておりますが、今回2社手を挙げていただいております。その2社の寄附合計を今申し上げますと、およそ4,300万から4,400万円ほど集めていただいております。それに対して、それぞれの補助金の交付申請がございまして当初予算で不足する分を補正増とするものでございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 私、クラウドファンディングがよく分かってないんだと思うんですけども、そもそも3分の10という、あまり聞きなれない部分もあれなんですけれども。クラウドファンディングというのは要するに不特性多数の方に、こんなことやりたいんでお金くださいって自主的に何かやるシステムのことを言うもんだと勝手に私想像していたんですけども、そこで3分の10、3倍強集めても足りないし、そもそもそこまで集まらないから市が補助する。もう少しクラウドファンディング分からないと、この今回の補助金の感じももう少し詳しくお願いできませんか。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 クラウドファンディングと申しましても、このクラウドファンディングの募集に当たっては目当てとするものが寄附金、あるいは次の年度の返礼品、あるいは地場産品の育成でございます。まずは、7月ぐらいまでにこのクラウドファンディングに興味を示している方、相談を受けた上で、申請をいただくと、私たちはこの品物があれば、来年度の新たな寄附金の増額が見込めることを狙っているものでございます。

ホームページに掲載したクラウドファンディングを目当てに寄附をしてくださるといふ仕掛けになっています。いわゆるホームページ上で実施するもので、ウェブ上で見ているようなクラウドファンディングとちょっと様相が違うのかもしれませんが、寄附により応援することによって来年度の事業者の力になるということで、補助につなげていこうとするものです。財源としては、当該年度の寄附金を使わせていただき次の年の事業者への支援することによって、寄附費を倍増するという二重の効果を狙っているものでございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号のうち、環境課所管部分について環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○野口武士環境課長 環境課長の野口でございます。

同席の職員は、会計管理者兼会計課長の岡田でございます。

○岡田隆史会計管理者兼会計課長 よろしく申し上げます。

○野口武士環境課長 どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。失礼します。

議案第65号 羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、環境課所管部分についてご説明いたします。

令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書、9ページ中ほどをご覧ください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目じん芥処理費の◎一般廃棄物処理施設整備基金積立事業、24節積立金、一般廃棄物処理施設整備基金利子積立金は151万3,000円の増額補正となります。当初予算では、利子収入を200万4,000円と見込んでおりましたが、金利上昇に伴い151万3,000円を増額し、合計351万7,000円を一般廃棄物処理施設整備基金に積み立てる内容となっております。

背景といたしましては、本市では各種基金を銀行に預けており、その利子収入は一度一般会計に繰り入れられる仕組みとなっております。令和7年3月から普通預金の利率が0.1%から0.2%へ引き上げられたことにより、羽生市が保有する基金の利子収入が当初予算の見積額を上回る見込みとなりました。この増加部分については、基金の

目的に沿って積み立てることが適切であるため、銀行から利子の入金があった後、同額を一般会計から一般廃棄物処理施設整備基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号のうち、農政課所管部分について農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課長の久保でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、農政課所管部分についてご説明申し上げます。

画面は、【別冊2】羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書、議案第65号の11ページになります。

第6款農業費、第1項農業費、第3目農業振興費は1,266万2,000円の増額補正により、予算現額は3,886万4,000円となります。

右側の説明覧の農業振興助成事業をご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の補助金、機構集積協力金1,266万2,000円は、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積、集約化に取り組む地域に対して協力金を交付するものです。今年度は、ほ場整備を実施した村君地区で本事業に取り組んでおりましたが、神鳥荻島土地改良区と藤井下組第2期区につきましても農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積に取り組むとの要望がござ

いましたので、今回補正計上するものです。

集積協力金の交付対象面積でございますが、神鳥荻島土地改良区につきましては、三田ヶ谷地区、手子林地区、井泉地区の3地区の合計で3,936アール、藤井下組第2期区につきましては586アールで、2地区の合計は4,522アールとなります。機構集積協力金の交付単価は10アール当たり2万8,000円の定額で、2地区の交付金額の合計は1,266万2,000円となります。この補助金の財源といたしましては、機構集積協力金交付事業費補助金が当てられ10分の10全額が県費となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時19分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○高野 達学校教育部長 失礼いたします。皆様、こんにちは。

学校教育部長、高野でございます。

先週の定例会、一般質問等ではお世話になりありがとうございました。

それでは、令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）【別冊2】のうち、第10款教育費、小学校費、学校建設費につきましては米花教育総務課長に、保健体育費、学校給食施設費につきましては、田口学校教育課参事兼学校給食センター所長がご説明を申し上げます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第65号のうち、教育総務課所管部分について教育総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○**米花竜二教育総務課長** 教育総務課長の米花でございます。どうぞよろしく願います。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第65号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第8号）第10款教育費について説明いたします。

【別冊2】の令和7年度羽生市一般会計補正予算説明書の9ページを開いております。小学校施設建設事業、小学校プール施設循環浄化装置交換工事請負費1,130万円についてです。

現在、小学校でのプールの授業につきましては9校あるうち6校が自校のプールを活用して実施しており、3校については民間委託により実施をしております。

小学校のプールは毎年度循環浄化装置の保守点検を実施しており、点検業者から来年度、令和8年度、プール活動に向け機器等の改修が必要である旨の報告がございました。そこでプール活動を円滑に実施するため、対象校であります6校において、集毛器や配管等交換工事を必要な改修工事を実施するものであります。なお、工事期間が令和8年度にまたがりますことから、全額繰越明許費の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○**田口さとる委員長** ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

斎藤委員。

○**斎藤万紀子委員** この間の川田議員の質疑で説明がなされていたかもしれないんですが、確認なんです、これらのいろんな集毛器であったり、これらというのは何年に1回程度の交換が必要なのか、教えてください。

○**田口さとる委員長** 教育総務課長。

○**米花竜二教育総務課長** こちら循環浄化装置につきましては、集毛器や循環ポンプ等幾つかの機械で構成されているものでございます。耐用年数については、それぞれ決まっているそうなんです、大体15年か20年ぐらいというふうには業者のほうから聞いています。

ただ、毎年点検業務を入れておりますので、今使用しているものについてはそれより

も長く使用しているところでございます。状況に応じまして、改修を既に実施している学校もございますが、多くの学校においてなかなか改修が進んでいない状況がございました。今回、だましましではないんですけれども、ちょっとずつ修繕していたんですが、やはりもうさすがに限界だということで、来年度に円滑に授業を実施するために、今回補正予算にて工事を実施する判断をしたものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 少しずつ修繕していたけれども今回は来年に向けてということなんです、その大きなきっかけというか、これを換えないとやっぱり問題があるという危機的な状況まで来ていたのか。それとも学校によってはまだ使えたのか、その判断。今回は対象校は6校だった全ての学校で、来年のために、来年以降もしっかりプール活動を行うために、今回こういう形で補正で全て取り換えようと判断した大きな要因というのを聞かせてください。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 特に集毛器という機械につきましては、やはりもう来年使えないというような判断が学校でございました。既に集毛器を交換している学校もあるんですけれども、それをきっかけにしまして、各校において点検の報告の中で、これはもう換えておかないと来年もしかするとできないかもしれないという指摘があったものを優先して、今回補正予算として組んでいるところでございます。

業者の点検で改修等が必要と判断されたものについては、これよりもっとたくさん項目はございますが、どうしても来年必要なものをピックアップして補正予算として計上したものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 参考までに今点検の中でまだ必要なものがあったということなんですけれども、もちろん程度の差はあると思うんですが、例えば点検の中で、本来換えるべきものというのは全部交換したらどの程度の額になるとお考えでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回見積りの段階ではございますが、点検業者がもし修繕するならばということで提出した金額ですと、総額が約3,500万円以上かかるというも



のでございました。その中でどうしても運営に必要なものをピックアップさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号のうち、学校教育課給食センター所管部分について学校教育課参事に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事兼学校給食センター所長 学校教育課参事、学校給食センター所長の田口と申します。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

令和7年度一般会計補正予算（第8号）のうち、学校給食センター所管部分を説明させていただきます。

それでは、補正予算書【別冊2】の10ページをご覧ください。

学校給食施設一般経費1,018万円についてご説明いたします。

10節需用費、賄材料費1,018万円につきましては、米不足等による米価高騰の影響を受け、学校給食用米穀売渡価格が令和7年4月から値上がりし、さらに11月分からも値上げをされたことに伴い、今後も給食の質や量を維持することを目的とし、増額の補正予算として計上するものです。補正額の積算は、昨年度後期の米穀売渡価格と比較して、今年度4月から10月分までの値上がり分と、11月から3月までの値上が

り分をそれぞれ算出し、合計した金額を補正額としております。積算の際には、給食日数の少ない小学校1年生と中学校3年生の回数を踏まえて計算をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今回はあくまで米価の高騰による補正ということなのですが、ほかの食品、例えば、もちろんお肉や油等も上がっていると思うんですが、そちらについては大丈夫なのか確認させてください。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事兼学校給食センター所長 主に米価の高騰ということなのですが、確かにお肉とか油とかそういったものも高騰してはおります。当初予算で消費者物価指数の数値を用いて高騰分を計算しておりまして、それを17.6%を見ておりますので、米以外の高騰分に関してはそれで賄って行って、献立など工夫をしながら、それで対応しているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 本当に我が家も中学生と小学生がおりまして、本当にいつも給食がおいしいと言って、いつもじゃんけんでお代わりして勝ったとか喜んでおりまして、本当に羽生市の給食については感謝する限りなんですけれども、今回の補正によって、確認なんですけれども、量と質はこれまでどおり提供されることになるのかだけ最後に1件、よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事兼学校給食センター所長 今回補正で上げさせていただきましたので、今後も、児童生徒の栄養面を考慮しながら給食の量と質というのは確保しながら給食の実施に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分 休 憩

午前 11 時 34 分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 改めまして、皆さん、こんにちは。

このたびは発言の機会をいただきましてありがとうございます。

企画財務部長の島村でございます。

先週までの本会議に際しましては大変お世話になりありがとうございました。引き続き、本委員会での審査のほどよろしくお願いいたします。

なお、今期定例会におきまして、本委員会で審査いただきますのは、議案第 65 号 令和 7 年度羽生市一般会計補正予算（第 8 号）の 1 議案でございます。慎重審査いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、本日議案説明のために出席しております課長を紹介させていただきます。

財政課長の佐藤です。

○佐藤将史財政課長 よろしく申し上げます。

○島村信久企画財務部長 また、歳出の審査時に、岡田会計管理者兼会計課長を同席させていただきます。

○岡田隆史会計管理者兼会計課長 よろしく申し上げます。

○島村信久企画財務部長 以上、簡単ではございますが挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 それでは、議案第 65 号のうち、財政課所管部分について歳出の部分を財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。

同席の職員は会計管理者兼会計課長の岡田でございます。

○岡田隆史会計管理者兼会計課長 改めて、よろしく申し上げます。

○佐藤将史財政課長 どうぞよろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、議案第65号 羽生市一般会計補正予算（第8号）のうち、財政課所管部分についてご説明させていただきます。

【別冊2】令和7年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の7ページになります。

初めに、ページ左上、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費の基金積立事業、公共施設修繕引当基金利子積立金47万9,000を増額補正となります。

当初予算では、公共施設修繕引当基金の利子収入を57万円と見込んでおりましたが、金利上昇に伴い47万円を増額補正し、合計104万9,000円を公共施設修繕引当基金に積み立てる内容となっております。

背景といたしましては、本市では各種基金を銀行に預けており、その利子収入は一度一般会計に繰り入れられる仕組みとなっております。令和7年3月から普通預金の利率が0.1%から0.2%へ引き上げられたことにより、羽生市が保有する基金の利子収入が当初予算の見積額を上回る見込みとなりました。この増加分については、基金の目的に沿って積み立てることが適切であるため、銀行から利子の入金があった後、同額を一般会計から公共施設修繕引当基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、ページを8ページに移らせていただきます。

8ページの財政調整基金積立事業の財政調整基金利子積立金132万5,000円になります。

当初予算では、財政調整基金の利子収入を228万4,000円と見込んでおりましたが、普通預金利率の上昇及び埼玉県債の利率上昇に伴い132万5,000円を増額し、合計360万9,000円の財政調整基金に積み立てる内容となっております。

こちらは、令和7年3月から普通預金の利率が0.1%から0.2%へ引き上げられたことに加え、令和7年5月22日に満期を迎えた1億円の埼玉県債10年債利率0.549%を同額の1億円で令和7年6月26日から新たに埼玉県債10年債利率1.685%へ再投資いたしました。これにより基金の利子収入が当初予算の見積額を

大きく上回る見込みとなっております。この増加分についても基金の目的に沿って積み立てることが適切であるため、銀行から利子の入金があった後、同額を一般会計から財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

暫時休憩します。

午前 11 時 40 分 休 憩

午前 11 時 41 分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 65 号のうち、財政課所管部分について歳入の部分を財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 続きまして、財政課長佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第 65 号一般会計補正予算（第 8 号）の歳入のうち、財政課所管部分につきましてご説明をさせていただきます。

引き続き、【別冊 2】補正予算書の 5 ページになります。

歳入のうち、財政課所管部分と一般財源につきましてご説明させていただきます。

第14款国庫支出金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,816万3,000円になります。

令和7年度、国予備費における羽生市への推奨事業メニュー分の追加交付については、交付限度額1,816万3,000円が支援されました。これについては、生活者支援における保護者負担軽減を目的とし、学校給食据置き財源として予算充当及び財源振替をいたしております。

続きまして、第19款繰越金1億2,481万5,000円。こちらは、前年度決算において生じた繰越金を特定財源を充当した残りの差額分に繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会への付託事件の審議は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。

午前11時47分 閉 会